

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

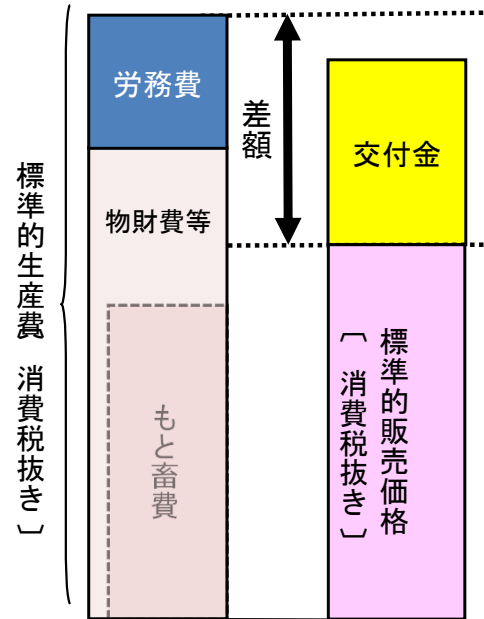
- ①負担割合 国 : 生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種: 5,000円~32,000円/頭  
交雑種 : 18,000円/頭  
乳用種 : 19,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和8年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和8年5月支払分:3月販売牛)

(円/頭)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	—	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
		長野県	—
		静岡県	—

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
		鳥取県	—
	中国	島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県		—
	交雑種		—
乳用種		28,743	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 [肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。]

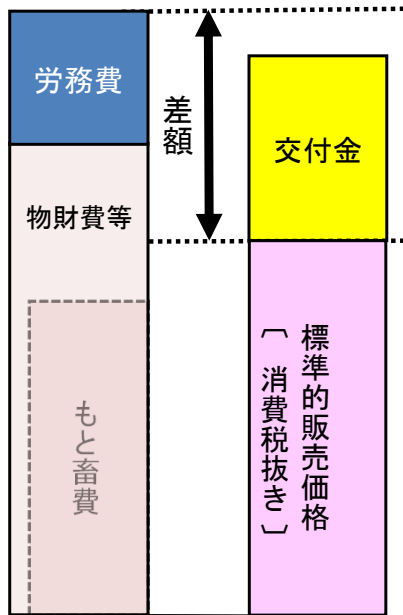
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～32,000円/頭  
 交雑種：18,000円/頭  
 乳用種：19,000円/頭  
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和8年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和8年4月支払分:2月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
消費税抜き



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	—	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
山梨県		—	
長野県	—		
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県	—	
		福井県	—	
		東海	岐阜県	—
			愛知県	—
	三重県		—	
	近畿	滋賀県	—	
		京都府	—	
		大阪府	—	
		兵庫県	☆	
		奈良県	—	
		和歌山県	—	
	中国	鳥取県	—	
		島根県	—	
		岡山県	—	
		広島県	—	
		山口県	—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		九州	福岡県
	佐賀県		—
	長崎県		—
	熊本県		—
	大分県		—
	宮崎県		—
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	—
	交雑種		—
	乳用種		30,357

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 [ 肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。 ]

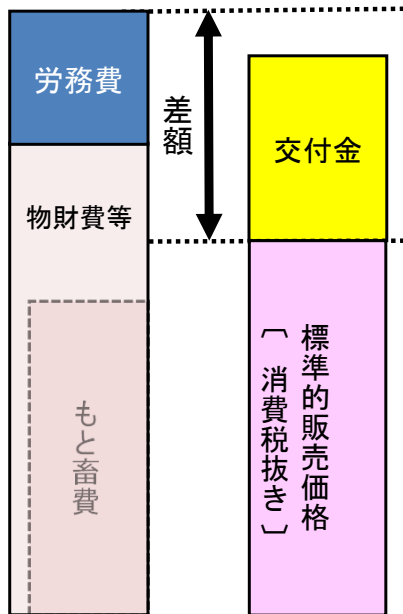
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
 交雑種：17,000円/頭  
 乳用種：18,000円/頭  
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和8年3月支払分:1月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
消費  
税  
抜  
き



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	26,382	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	15,681
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	14,660
静岡県		—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
		鳥取県	—
	中国	島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県	—	—
	交雑種	—	—
	乳用種	—	37,195

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

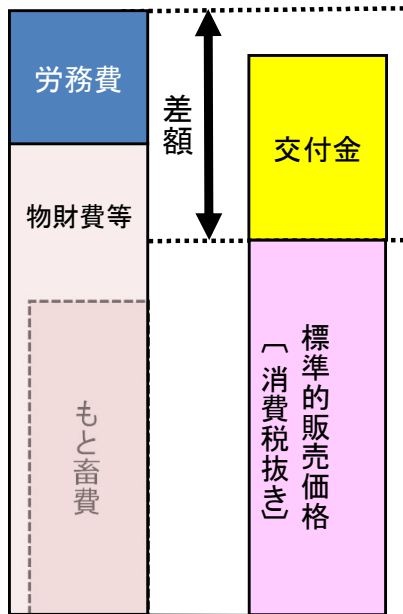
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭  
交雑種：17,000円／頭  
乳用種：18,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和8年2月支払分:12月販売牛)

(円／頭)

標準的  
生産費  
(消費  
税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	—	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
		茨城県	—
	関東	栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
		長野県	—
静岡県		—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
		中国	鳥取県
	島根県		—
	岡山県		—
	広島県		—
	山口県		—

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県	—	—

交雑種	—
乳用種	64,852

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

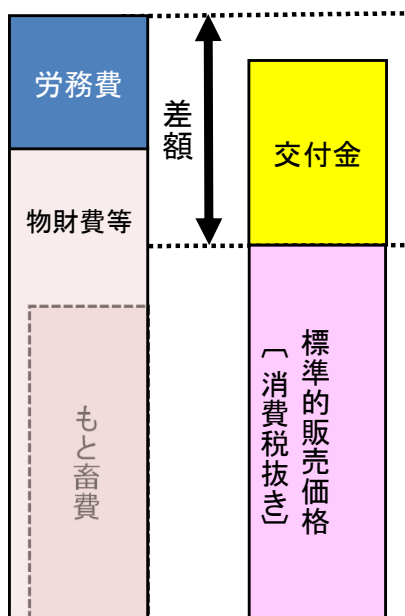
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
交雑種：17,000円/頭  
乳用種：18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和8年1月支払分:11月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	—	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
山梨県		—	
長野県	—		
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		近畿	滋賀県
	京都府		—
	大阪府		—
	兵庫県 ☆		—
	中国	奈良県	—
		和歌山県	—
		鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
	広島県	—	
山口県	—		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		九州	福岡県
	佐賀県		—
	長崎県		—
	熊本県		—
	大分県		—
	宮崎県	—	
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	
	交雑種	—	
乳用種	24,517		

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国 : 生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

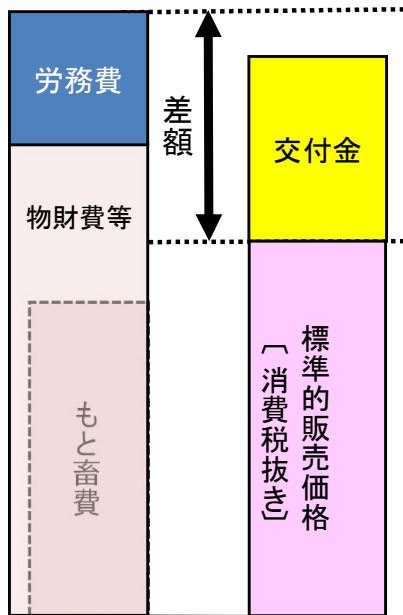
- ③負担金単価 肉専用種: 5,000円~28,000円/頭  
交雑種 : 17,000円/頭  
乳用種 : 18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年12月支払分:10月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
(消費  
税抜  
き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	58,544	
	東北	青森県	16,991
		岩手県	—
		宮城県	21,409
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	8,206
	関東	茨城県	11,522
		栃木県	11,583
		群馬県	34,520
		埼玉県	12,693
		千葉県	2,426
		東京都	2,267
		神奈川県	5,117
山梨県		—	
長野県	—		
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
		鳥取県	22,713
	中国	島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県	—	
	交雑種		—
	乳用種		9,699

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

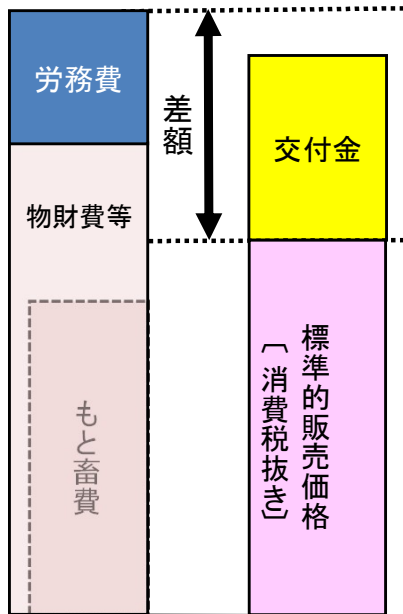
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭  
交雑種：17,000円／頭  
乳用種：18,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年11月支払分:9月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	66,069	
	東北	青森県	49,536
		岩手県	24,106
		宮城県	51,081
		秋田県	28,938
		山形県	26,164
		福島県	59,913
	関東	茨城県	30,088
		栃木県	24,397
		群馬県	46,956
		埼玉県	27,825
		千葉県	9,936
		東京都	9,159
		神奈川県	12,168
山梨県		9,765	
長野県	6,505		
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	23,297
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	沖縄県	—	

交雑種	10,432
乳用種	33,977

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

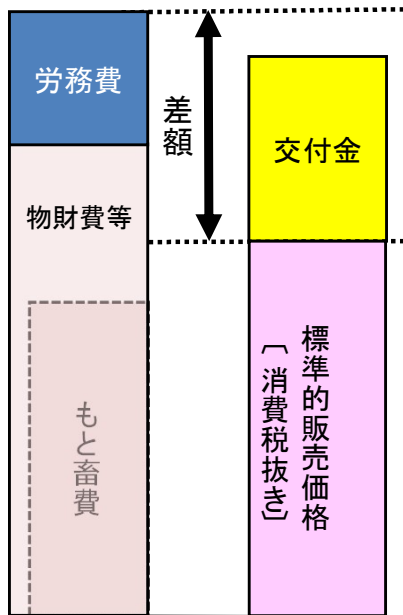
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭  
交雑種：17,000円／頭  
乳用種：18,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年10月支払分:8月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	76,989	
	東北	青森県	66,982
		岩手県	41,552
		宮城県	68,526
		秋田県	46,384
		山形県	43,610
		福島県	77,358
	関東	茨城県	49,115
		栃木県	43,424
		群馬県	65,983
		埼玉県	46,852
		千葉県	28,963
		東京都	28,186
		神奈川県	31,195
山梨県		28,792	
長野県	25,532		
静岡県	8,754		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	44,786
		富山県	37,104
		石川県 ☆	—
		福井県 ☆	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	68,211
		奈良県	—
		和歌山県	—
		鳥取県	41,899
	中国	島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
山口県		—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	693
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	

交雑種	7,277
乳用種	33,453

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

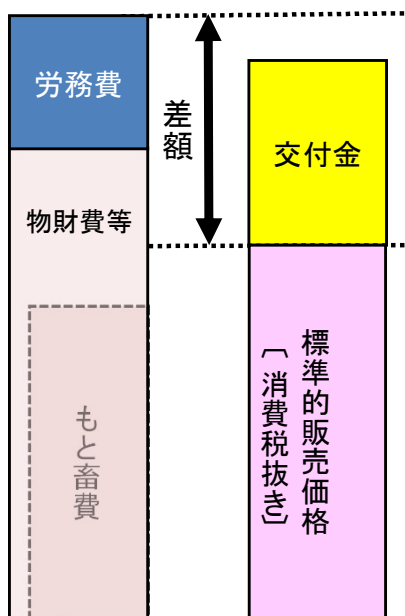
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
交雑種：17,000円/頭  
乳用種：18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年9月支払分:7月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	43,834	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	15,164
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
		長野県	—
		静岡県	—

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県 ☆	—
		石川県 ☆	—
		福井県 ☆	—
		岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
	東海	三重県	—
		滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
	近畿	兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
		鳥取県	—
	中国	島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
山口県		—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	
	交雑種		—
	乳用種		41,716

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

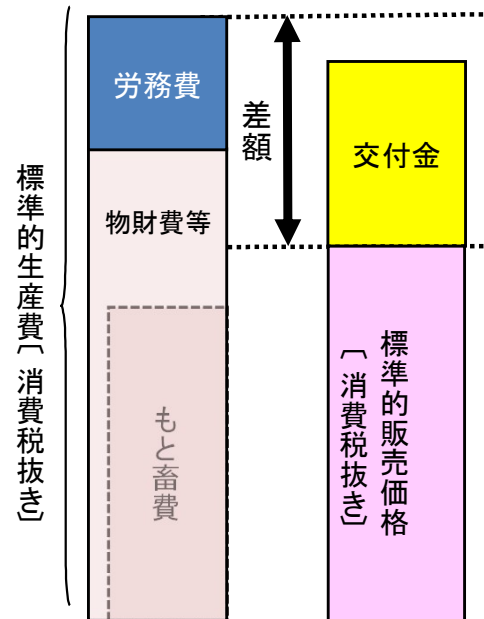
- ①負担割合 国 : 生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種: 5,000円~28,000円/頭  
交雑種 : 17,000円/頭  
乳用種 : 18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年8月支払分:6月販売牛)

(円/頭)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	75,205	
	東北	青森県	22,190
		岩手県	2,184
		宮城県	27,218
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	56,175
	関東	茨城県	22,367
		栃木県	28,027
		群馬県	43,715
		埼玉県	22,285
		千葉県	6,288
		東京都	14,742
		神奈川県	12,071
		山梨県	5,672
	長野県	8,124	
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
		岐阜県	☆
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
		京都府	—
	近畿	大阪府	—
		兵庫県	☆
		奈良県	—
		和歌山県	—
		鳥取県	9,244
	中国	島根県	—
		岡山県	—
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	1,946
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	
	交雑種		6,866
	乳用種		27,264

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

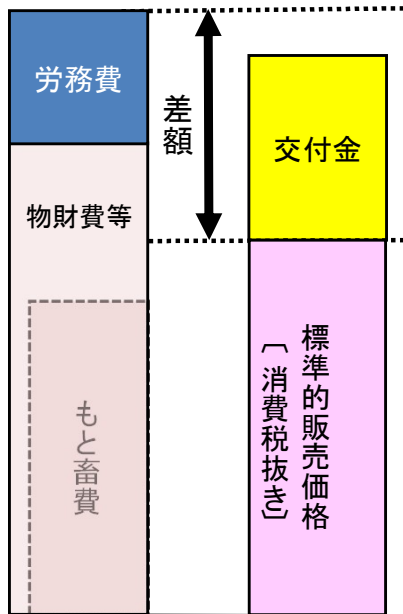
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭  
交雑種：17,000円／頭  
乳用種：18,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年7月支払分:5月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	19,521	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	18,445
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	5,535
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
山梨県		—	
長野県	—		
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県	—	
		福井県	—	
		岐阜県	☆	—
		愛知県	—	
	東海	三重県	—	
		近畿	滋賀県	—
			京都府	—
	大阪府		—	
	兵庫県		☆	—
	中国	奈良県	—	
		和歌山県	—	
		鳥取県	—	
		島根県	—	
		岡山県	—	
		広島県	—	
		山口県	—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	—
	交雑種	—	—
	乳用種	—	29,549

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国 : 生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

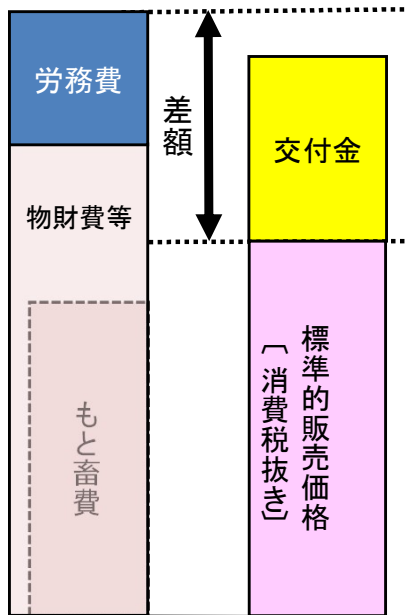
- ③負担金単価 肉専用種: 5,000円~28,000円/頭  
交雑種 : 17,000円/頭  
乳用種 : 18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年6月支払分:4月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	22,460	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	267
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
山梨県		—	
長野県	—		
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
		岐阜県	☆
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
		京都府	—
	近畿	大阪府	—
		兵庫県	☆
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	沖縄県	—	—

交雑種	—
乳用種	21,422

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 [肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。]

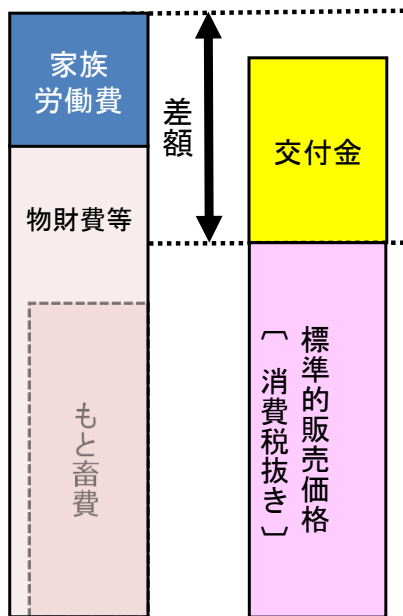
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
 交雑種：17,000円/頭  
 乳用種：18,000円/頭  
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年5月支払分:3月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
消費税抜き



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	67,895	
	東北	青森県	11,114
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	20,672
	関東	茨城県	30,292
		栃木県	38,087
		群馬県	63,349
		埼玉県	24,717
		千葉県	2,126
		東京都	49,671
		神奈川県	17,317
		山梨県	1,695
		長野県	17,629
		静岡県	—

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	11,552
		三重県	—
		滋賀県	26,515
	近畿	京都府	30,556
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	23,178
		和歌山県	8,550
	中国	鳥取県	11,339
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
	山口県	—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	34,677
		香川県	37,184
		愛媛県	25,698
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	

交雑種	—
乳用種	21,478

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

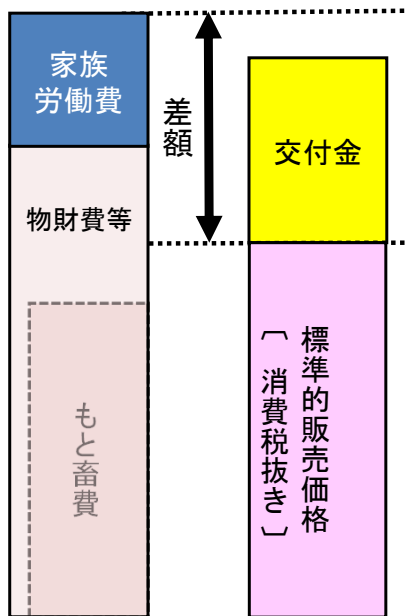
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
交雑種：17,000円/頭  
乳用種：18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年4月支払分:2月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
消費  
税  
抜  
き



		区域	交付金単価
肉専用種	東北	北海道	69,094
		青森県	4,381
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	13,939
	関東	茨城県	19,575
		栃木県	27,369
		群馬県	52,632
		埼玉県	14,000
		千葉県	—
		東京都	38,954
		神奈川県	6,600
	山梨県	—	
	長野県	6,912	
	静岡県	—	

品種	区域		交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県	—	
		福井県	—	
		岐阜県	☆	—
	東海	愛知県	—	
		三重県	—	
		滋賀県	—	
	近畿	京都府	—	
		大阪府	—	
		兵庫県	☆	—
		奈良県	—	
		和歌山県	—	
	中国	鳥取県	11,262	
		島根県	—	
		岡山県	—	
		広島県	—	
山口県		—		

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	603
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
		沖縄県	—

交雑種	—
乳用種	32,234

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 [肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。]

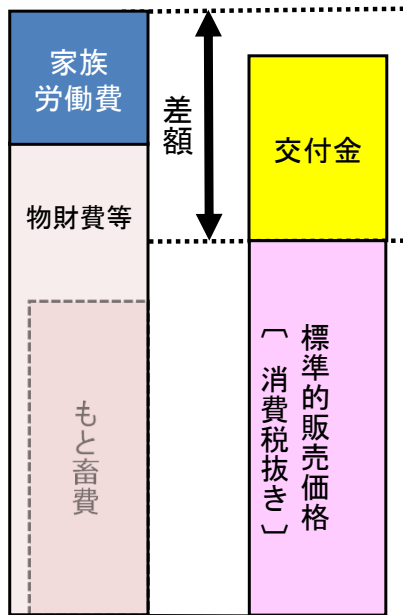
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
 交雑種：17,000円/頭  
 乳用種：18,000円/頭  
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年3月支払分:1月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
消費税抜き



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	84,331	
	東北	青森県	40,339
		岩手県	—
		宮城県	23,606
		秋田県	10,064
		山形県	—
		福島県	49,897
	関東	茨城県	48,674
		栃木県	56,469
		群馬県	81,731
		埼玉県	43,100
		千葉県	20,509
		東京都	68,054
		神奈川県	35,700
山梨県		20,078	
長野県	36,011		
静岡県	9,441		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	2,254
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	41,390
		島根県	—
		岡山県	621
		広島県	—
山口県		—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	5,210
		大分県	—
		宮崎県	—
	鹿児島県	—	
沖縄県	—		
交雑種		—	
乳用種		53,238	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国 : 生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

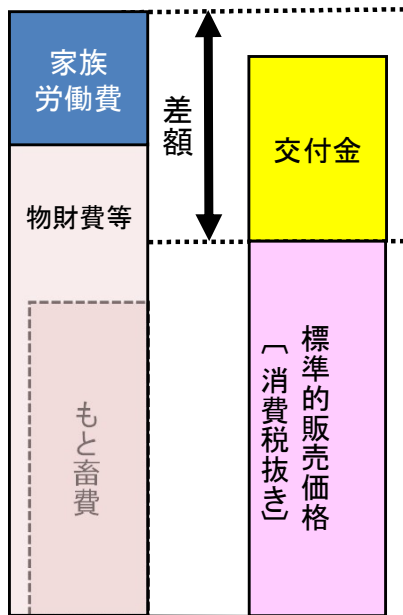
- ③負担金単価 肉専用種: 5,000円~31,000円/頭  
交雑種 : 13,000円/頭  
乳用種 : 10,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年2月支払分:12月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
(消費  
税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	3,132	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
	長野県	—	
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県 ☆	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	沖縄県	—	—
交雑種		—	
乳用種		40,308	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

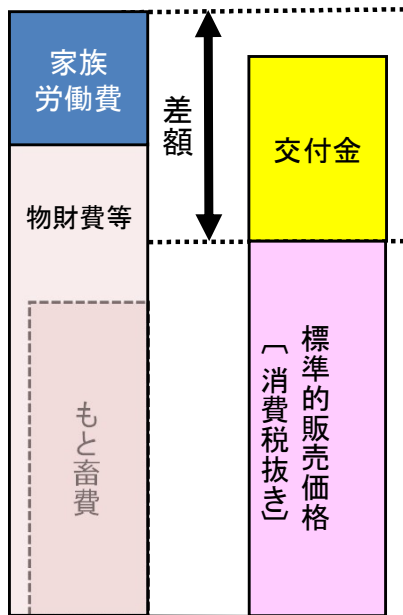
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円/頭  
交雑種：13,000円/頭  
乳用種：10,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年1月支払分:11月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	41,905	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	6,902
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	3,928
	関東	茨城県	15,039
		栃木県	19,375
		群馬県	26,985
		埼玉県	22,757
		千葉県	4,478
		東京都	15,961
		神奈川県	15,087
	山梨県	—	
	長野県	—	
	静岡県	—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
	東海	岐阜県	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	3,012
		京都府	33,063
		大阪府	4,502
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	16,803
		和歌山県	295
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
山口県		—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	11,838
	九州	佐賀県	9,613
		長崎県	8,153
		熊本県	21,954
		大分県	10,685
		宮崎県	—
		鹿児島県	5,124
	沖縄県	—	
	交雑種		—
	乳用種		39,900

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

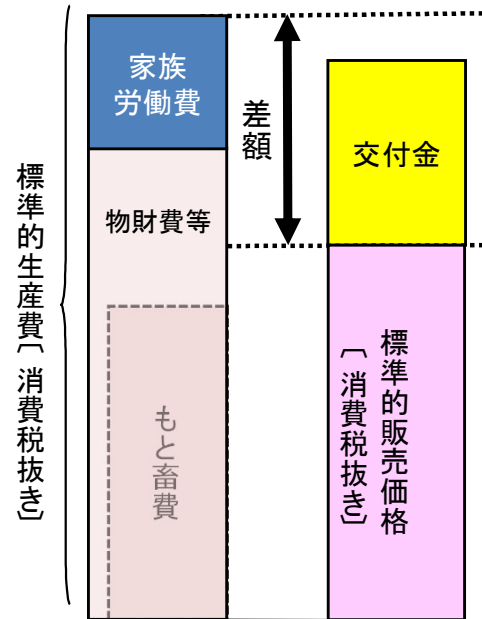
- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭  
交雑種：13,000円／頭  
乳用種：10,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年12月支払分:10月販売牛)

(円／頭)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	115,424	
	東北	青森県	82,407
		岩手県	65,494
		宮城県	106,251
		秋田県	75,741
		山形県	66,905
		福島県	103,277
	関東	茨城県	102,124
		栃木県	106,460
		群馬県	114,070
		埼玉県	109,842
		千葉県	91,563
		東京都	103,046
		神奈川県	102,172
山梨県		54,054	
長野県	84,116		
静岡県	74,853		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	6,837
		富山県	21,631
		石川県 ☆	—
		福井県	14,348
		岐阜県	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	46,718
	近畿	京都府	76,769
		大阪府	48,208
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	60,508
		和歌山県	44,001
		鳥取県	52,274
	中国	島根県	32,426
		岡山県	37,878
		広島県	30,786
		山口県	31,085

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	51,101
		香川県	37,230
		愛媛県	26,896
		高知県	—
		福岡県	76,855
	九州	佐賀県	74,630
		長崎県	73,170
		熊本県	86,971
		大分県	75,702
		宮崎県	63,647
	鹿児島県	70,141	
	沖縄県	—	

交雑種	3,477
乳用種	42,574

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 [ 肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。 ]

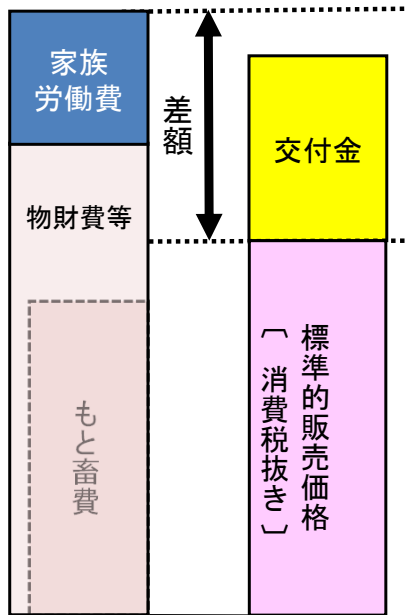
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円/頭  
 交雑種：13,000円/頭  
 乳用種：10,000円/頭  
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年11月支払分:9月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
消費税抜き



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	160,825	
	東北	青森県	99,643
		岩手県	81,736
		宮城県	110,815
		秋田県	111,984
		山形県	84,673
		福島県	113,536
	関東	茨城県	120,458
		栃木県	122,553
		群馬県	136,628
		埼玉県	123,229
		千葉県	101,671
		東京都	126,106
		神奈川県	108,382
山梨県		111,066	
長野県	109,692		
静岡県	88,274		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	40,809
		富山県	29,654
		石川県	29,377
		福井県	20,789
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	61,638
		三重県	63,120
		滋賀県	28,255
	近畿	京都府	77,035
		大阪府	50,098
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	96,030
		和歌山県	49,388
		鳥取県	93,710
	中国	島根県	70,408
		岡山県	81,412
		広島県	59,115
		山口県	54,184

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	31,475
		香川県	56,212
		愛媛県	2,709
		高知県	—
		福岡県	75,677
	九州	佐賀県	68,563
		長崎県	73,054
		熊本県	80,955
		大分県	59,430
		宮崎県	58,618
		鹿児島県	62,578
	沖縄県	—	
	交雑種		5,550
	乳用種		52,113

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

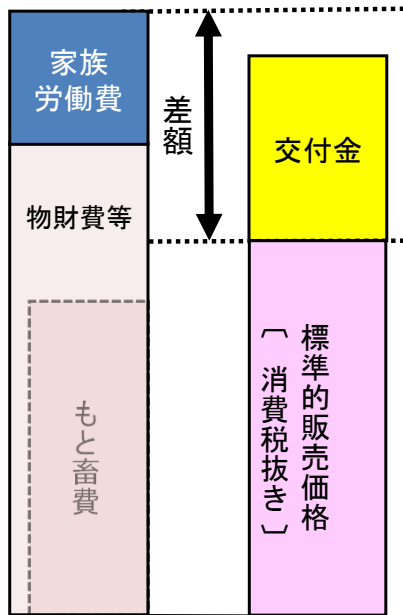
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円/頭  
交雑種：13,000円/頭  
乳用種：10,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年10月支払分:8月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
消費  
税  
抜  
き



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	175,302	
	東北	青森県	149,180
		岩手県	131,273
		宮城県	160,352
		秋田県	161,521
		山形県	134,210
		福島県	163,073
	関東	茨城県	157,900
		栃木県	159,995
		群馬県	174,069
		埼玉県	160,671
		千葉県	139,113
		東京都	163,548
		神奈川県	145,824
		山梨県	148,508
		長野県	147,133
静岡県		125,716	

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	63,795	
		富山県	52,640	
		石川県	52,363	
		福井県	43,775	
		岐阜県	☆	—
	東海	愛知県	67,719	
		三重県	69,201	
		滋賀県	44,315	
	近畿	京都府	93,095	
		大阪府	66,158	
		兵庫県	☆	—
		奈良県	112,089	
		和歌山県	65,448	
	中国	鳥取県	121,323	
		島根県	98,021	
		岡山県	109,025	
		広島県	86,728	
		山口県	81,797	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	55,106
		香川県	79,842
		愛媛県	26,339
		高知県	—
		福岡県	81,316
	九州	佐賀県	74,203
		長崎県	78,694
		熊本県	86,594
		大分県	65,070
		宮崎県	64,258
		鹿児島県	68,218
	沖縄県	—	

交雑種	3,827
乳用種	53,922

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 [肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。]

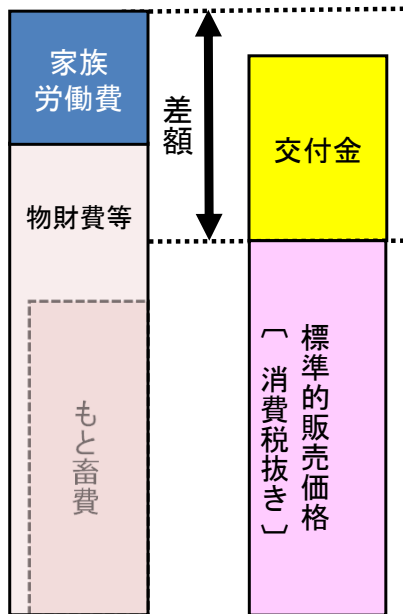
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円/頭  
 交雑種：13,000円/頭  
 乳用種：10,000円/頭  
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年9月支払分:7月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
消費税抜き



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	156,909	
	東北	青森県	86,627
		岩手県	68,720
		宮城県	97,799
		秋田県	98,968
		山形県	71,658
		福島県	100,521
	関東	茨城県	130,743
		栃木県	132,838
		群馬県	146,912
		埼玉県	133,514
		千葉県	111,955
		東京都	136,390
		神奈川県	118,666
		山梨県	121,350
	長野県	119,976	
静岡県	98,559		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	42,389
		三重県	43,871
		滋賀県	29,271
	近畿	京都府	78,051
		大阪府	51,114
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	97,046
		和歌山県	50,404
	中国	鳥取県	79,985
		島根県	56,683
		岡山県	67,687
広島県		45,390	
山口県		40,459	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	3,001
		香川県	27,738
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	51,086
	九州	佐賀県	43,973
		長崎県	48,464
		熊本県	56,364
		大分県	34,839
		宮崎県	34,028
		鹿児島県	37,988
	沖縄県	—	
	交雑種		38,994
	乳用種		49,389

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

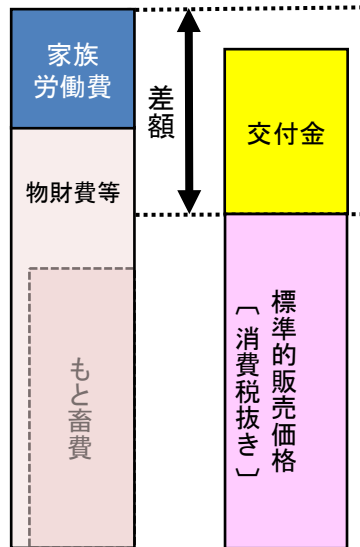
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円/頭  
 交雑種：13,000円/頭  
 乳用種：10,000円/頭  
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年8月支払分:6月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	169,165	
	東北	青森県	115,868
		岩手県	105,392
		宮城県	132,712
		秋田県	137,484
		山形県	100,515
		福島県	128,863
	関東	茨城県	131,706
		栃木県	140,209
		群馬県	160,063
		埼玉県	143,777
		千葉県	126,279
		東京都	136,171
		神奈川県	135,594
山梨県		107,680	
長野県	110,290		
静岡県	93,680		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	34,393
		富山県	15,262
		石川県	24,087
		福井県	—
		岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
	東海	滋賀県	67,435
		京都府	103,698
		大阪府	79,955
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	101,774
		和歌山県	51,858
	中国	鳥取県	81,294
		島根県	16,839
		岡山県	17,624
		広島県	35,087
		山口県	19,431
		—	—

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	31,440
		香川県	34,548
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	59,063
		佐賀県	58,347
	九州	長崎県	53,770
		熊本県	66,078
		大分県	46,962
		宮崎県	44,607
		鹿児島県	48,271
		沖縄県	—
交雑種		23,265	
乳用種		41,036	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

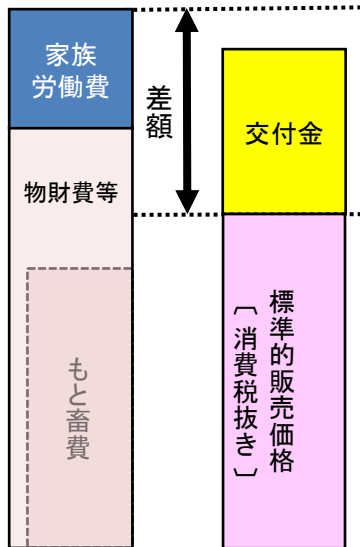
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円/頭  
 交雑種：13,000円/頭  
 乳用種：10,000円/頭  
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年7月支払分:5月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
(消費  
税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	148,112	
	東北	青森県	82,253
		岩手県	71,777
		宮城県	99,097
		秋田県	103,869
		山形県	66,900
	関東	福島県	95,248
		茨城県	100,600
		栃木県	109,102
		群馬県	128,956
		埼玉県	112,671
		千葉県	95,173
	東京都	105,065	
	神奈川県	104,487	
	山梨県	76,573	
	長野県	79,183	
静岡県	62,573		

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県	—	
		福井県	—	
		岐阜県	☆	—
	東海	愛知県	35,070	
		三重県	35,505	
		滋賀県	64,172	
		京都府	100,436	
	近畿	大阪府	76,692	
		兵庫県	☆	—
		奈良県	98,512	
		和歌山県	48,595	
	中国	鳥取県	80,841	
		島根県	16,387	
		岡山県	17,172	
広島県		34,634		
山口県		18,978		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	37,478
		香川県	40,586
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	47,270
	九州	佐賀県	46,555
		長崎県	41,977
		熊本県	54,285
		大分県	35,170
		宮崎県	32,814
		鹿児島県	36,478
	沖縄県	—	
	交雑種		—
乳用種		34,847	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

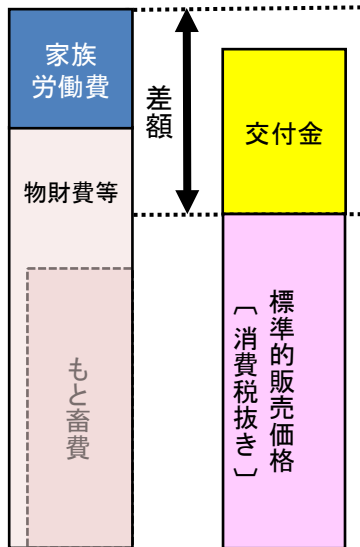
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円/頭  
 交雑種：13,000円/頭  
 乳用種：10,000円/頭  
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年6月支払分:4月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	114,288	
	東北	青森県	46,917
		岩手県	36,441
		宮城県	63,761
		秋田県	68,533
		山形県	31,564
		福島県	59,913
	関東	茨城県	62,715
		栃木県	71,217
		群馬県	91,071
		埼玉県	74,786
		千葉県	57,288
		東京都	67,180
	神奈川県	66,602	
	山梨県	38,689	
	長野県	41,299	
静岡県	24,688		

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県 ☆	—	
		福井県	—	
		東海	岐阜県 ☆	—
			愛知県	12,593
	近畿	三重県	13,028	
		滋賀県	19,813	
		京都府	56,077	
		大阪府	32,333	
		兵庫県 ☆	—	
		奈良県	54,153	
	中国	和歌山県	4,236	
		鳥取県	14,912	
		島根県	—	
		山口県	—	

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	四国	徳島県	—	
		香川県	—	
		愛媛県	—	
		高知県	—	
		九州	福岡県	—
			佐賀県	—
	長崎県		—	
	熊本県		3,631	
	大分県		—	
	宮崎県		—	
	沖縄県	鹿児島県	—	
	交雑種		—	
乳用種		19,021		

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

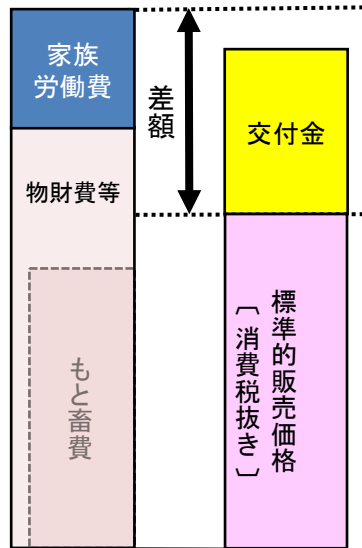
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円/頭  
 交雑種：13,000円/頭  
 乳用種：10,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年5月支払分:3月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	132,800	
	東北	青森県	93,567
		岩手県	49,857
		宮城県	86,207
		秋田県	62,536
		山形県	53,706
	関東	福島県	96,103
		茨城県	89,271
		栃木県	94,500
		群馬県	108,682
		埼玉県	89,905
		千葉県	71,658
		東京都	68,116
		神奈川県	84,529
		山梨県	80,465
		長野県	81,609
	静岡県	60,912	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	29,748
		富山県	11,376
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	79,322
		三重県	71,520
		滋賀県	91,443
		京都府	98,597
	近畿	大阪府	87,559
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	114,195
	中国	和歌山県	90,107
		鳥取県	73,494
		島根県	14,664
		岡山県	60,573
		広島県	56,533
		山口県	28,641

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	49,388
		香川県	64,446
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	62,943
		佐賀県	58,471
		長崎県	49,004
		熊本県	64,188
		大分県	53,778
		宮崎県	50,160
	鹿児島県	51,593	
	沖縄県	—	

交雑種	—
乳用種	35,480

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

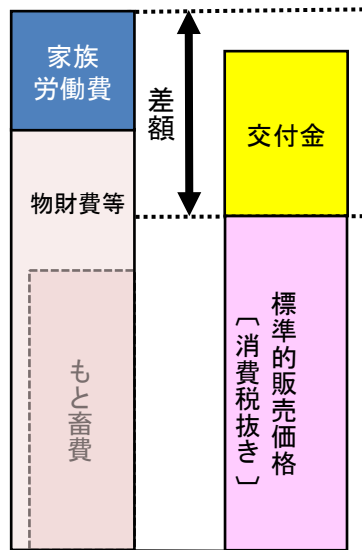
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭  
交雑種：13,000円／頭  
乳用種：10,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年4月支払分:2月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費〔消費税抜き〕



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	130,887	
	東北	青森県	68,963
		岩手県	25,253
		宮城県	61,603
		秋田県	37,932
		山形県	29,102
		福島県	71,499
	関東	茨城県	71,235
		栃木県	76,464
		群馬県	90,646
		埼玉県	71,869
		千葉県	53,622
		東京都	50,080
		神奈川県	66,493
		山梨県	62,429
		長野県	63,573
	静岡県	42,876	

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	24,220	
		富山県	5,849	
		石川県	—	
		福井県	—	
		岐阜県	☆	—
	東海	愛知県	27,086	
		三重県	19,284	
		滋賀県	44,927	
	近畿	京都府	52,081	
		大阪府	41,042	
		兵庫県	☆	—
		奈良県	67,679	
		和歌山県	43,590	
	中国	鳥取県	69,799	
		島根県	10,969	
		岡山県	56,878	
		広島県	52,838	
		山口県	24,946	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	44,029
		香川県	59,087
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	50,335
	九州	佐賀県	45,863
		長崎県	36,396
		熊本県	51,579
		大分県	41,170
		宮崎県	37,552
		鹿児島県	38,985
	沖縄県	—	

交雑種	—
乳用種	18,615

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

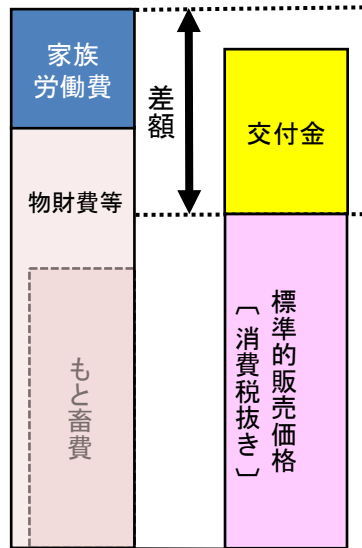
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭  
交雑種：13,000円／頭  
乳用種：10,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年3月支払分:1月販売牛)

(円／頭)

標準的  
生産費  
(消費  
税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	94,394	
	東北	青森県	58,690
		岩手県	14,980
		宮城県	51,330
		秋田県	27,659
		山形県	18,829
	福島県	61,227	
	関東	茨城県	62,102
		栃木県	67,332
		群馬県	81,513
		埼玉県	62,737
		千葉県	44,490
		東京都	40,948
		神奈川県	57,361
		山梨県	53,297
		長野県	54,441
		静岡県	33,744

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	61,848	
		富山県	43,477	
		石川県	32,767	
		福井県	25,296	
		岐阜県	☆	—
	東海	愛知県	28,316	
		三重県	20,514	
		滋賀県	66,930	
	近畿	京都府	74,084	
		大阪府	63,045	
		兵庫県	☆	—
		奈良県	89,682	
	中国	和歌山県	65,593	
		鳥取県	56,133	
		島根県	—	
		岡山県	43,211	
		広島県	39,171	
山口県	11,279			

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	3,744
		香川県	18,802
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	31,746
	九州	佐賀県	27,274
		長崎県	17,807
		熊本県	32,991
		大分県	22,581
		宮崎県	18,963
		鹿児島県	20,396
	沖縄県	—	
	交雑種		—
乳用種		15,795	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。  
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

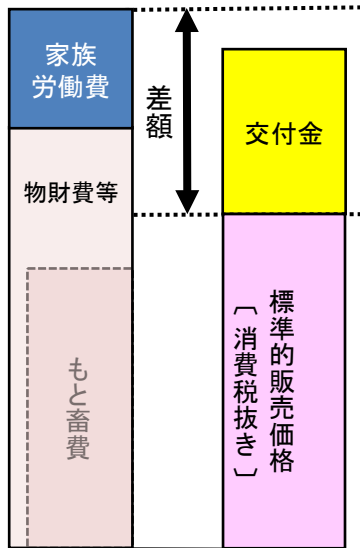
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円/頭  
 交雑種：17,000円/頭  
 乳用種：14,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年2月支払分:12月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	100,012	
	東北	青森県	26,163
		岩手県	—
		宮城県	32,505
		秋田県	20,285
		山形県	2,468
		福島県	21,898
	関東	茨城県	40,284
		栃木県	38,358
		群馬県	44,868
		埼玉県	33,691
		千葉県	20,258
		東京都	2,487
		神奈川県	33,777
		山梨県	—
	長野県	15,474	
静岡県	27,617		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県 ☆	—
		愛知県	34,192
	東海	三重県	28,865
		滋賀県	53,748
		京都府	54,738
		大阪府	31,317
	近畿	兵庫県 ☆	—
		奈良県	56,780
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	39,634
		島根県	23,084
		岡山県	16,632
		広島県	37,247
山口県		27,180	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	5,670
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	69,409
	九州	佐賀県	65,702
		長崎県	64,947
		熊本県	70,272
		大分県	55,069
		宮崎県	59,789
		鹿児島県	56,680
	沖縄県	9,747	

交雑種	—
乳用種	6,732

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

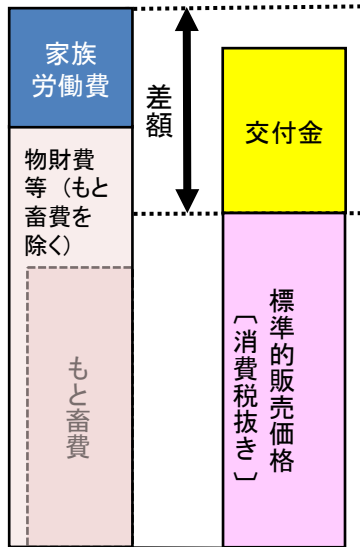
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円/頭  
 交雑種：17,000円/頭  
 乳用種：14,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年1月支払分:11月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	130,053	
	東北	青森県	54,275
		岩手県	22,036
		宮城県	60,617
		秋田県	48,397
		山形県	30,581
		福島県	50,011
		茨城県	79,557
	関東	栃木県	77,632
		群馬県	84,141
		埼玉県	72,964
		千葉県	59,531
		東京都	41,760
		神奈川県	73,051
	山梨県	20,181	
	長野県	54,747	
	静岡県	66,890	

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県	—	
		福井県	—	
		岐阜県	☆	—
		愛知県	27,324	
	東海	三重県	21,996	
		滋賀県	28,962	
		京都府	29,952	
	近畿	大阪府	6,530	
		兵庫県	☆	—
		奈良県	31,993	
		和歌山県	—	
	中国	鳥取県	54,738	
		島根県	38,188	
		岡山県	31,737	
		広島県	52,352	
		山口県	42,284	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	22,793
		香川県	32,286
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	88,937
	九州	佐賀県	85,230
		長崎県	84,474
		熊本県	89,799
		大分県	74,596
		宮崎県	79,317
		鹿児島県	76,207
	沖縄県		10,883
	交雑種		16,210
	乳用種		—

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

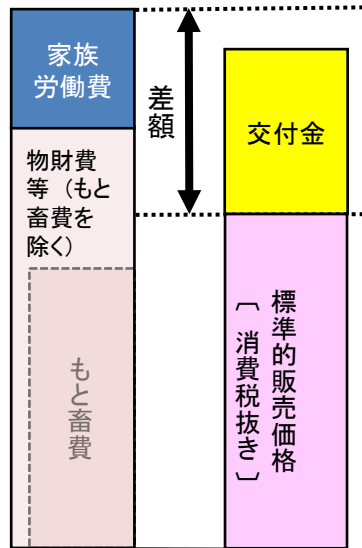
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円/頭  
 交雑種：17,000円/頭  
 乳用種：14,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和5年12月支払分:10月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	182,517	
	東北	青森県	130,188
		岩手県	97,949
		宮城県	136,530
		秋田県	124,310
		山形県	106,494
		福島県	125,924
	関東	茨城県	140,554
		栃木県	138,629
		群馬県	145,139
		埼玉県	133,962
		千葉県	120,528
		東京都	102,758
		神奈川県	134,048
		山梨県	81,179
		長野県	115,745
静岡県		127,888	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	53,046
		富山県	27,218
		石川県 ☆	—
		福井県	14,380
		岐阜県	2,062
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	110,742
	近畿	京都府	111,732
		大阪府	88,310
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	113,773
		和歌山県	51,950
	中国	鳥取県	135,388
		島根県	118,838
		岡山県	112,387
広島県		133,002	
山口県		122,934	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	111,235
		香川県	120,728
		愛媛県	71,325
		高知県	27,842
	九州	福岡県	138,103
		佐賀県	134,396
		長崎県	133,641
		熊本県	138,965
		大分県	123,762
	九州	宮崎県	128,483
		鹿児島県	125,373
		沖縄県	—

交雑種	51,198
乳用種	—

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。  
 注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

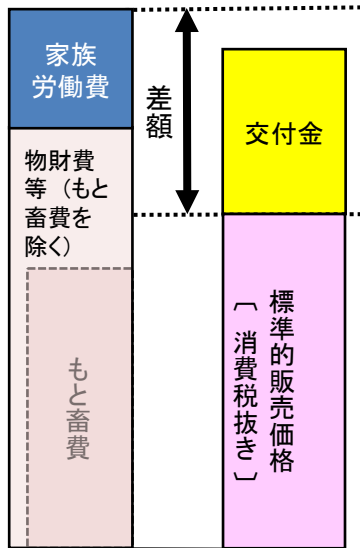
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円/頭  
 交雑種：17,000円/頭  
 乳用種：14,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和5年11月支払分:9月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	157,529	
	東北	青森県	158,334
		岩手県	132,578
		宮城県	160,290
		秋田県	170,163
		山形県	120,626
		福島県	161,104
	関東	茨城県	166,632
		栃木県	161,763
		群馬県	167,997
		埼玉県	164,652
		千葉県	143,604
		東京都	136,229
		神奈川県	154,491
		山梨県	144,200
		長野県	160,883
		静岡県	154,728

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	74,434	
		富山県	82,021	
		石川県☆	—	
		福井県☆	—	
		岐阜県☆	—	
		愛知県	101,710	
	東海	三重県	102,804	
		滋賀県	145,166	
		京都府	139,282	
		大阪府	91,772	
		兵庫県☆	—	
	近畿	奈良県	137,122	
		和歌山県	100,807	
		中国	鳥取県	116,704
			島根県	103,401
	岡山県		100,564	
		広島県	102,686	
	山口県	91,240		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	63,960
		香川県	58,217
		愛媛県	60,765
		高知県	19,315
		福岡県	112,852
	九州	佐賀県	107,762
		長崎県	106,428
		熊本県	118,997
		大分県	111,573
		宮崎県	113,262
		鹿児島県	97,872
		沖縄県	—

交雑種	53,066
乳用種	—

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

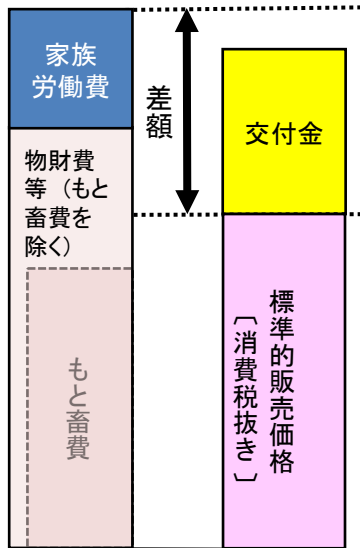
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円/頭  
交雑種：17,000円/頭  
乳用種：14,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和5年10月支払分:8月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費〔消費税抜き〕



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	182,514	
	東北	青森県	167,719
		岩手県	141,962
		宮城県	169,674
		秋田県	179,547
		山形県	130,010
		福島県	170,488
	関東	茨城県	179,600
		栃木県	174,731
		群馬県	180,965
		埼玉県	177,620
		千葉県	156,572
		東京都	149,197
		神奈川県	167,459
		山梨県	157,168
		静岡県	167,696

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	69,759
		富山県	77,346
		石川県 ☆	—
		福井県	65,595
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	104,126
		三重県	105,221
		滋賀県	111,965
	近畿	京都府	106,081
		大阪府	58,571
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	103,921
		和歌山県	67,606
	中国	鳥取県	124,846
		島根県	111,543
		岡山県	108,707
		広島県	110,828
山口県		99,383	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	114,974
		香川県	109,230
		愛媛県	111,779
		高知県	70,329
		福岡県	129,318
	九州	佐賀県	124,228
		長崎県	122,894
		熊本県	135,464
		大分県	128,039
		宮崎県	129,729
		鹿児島県	114,339
	沖縄県	—	
	交雑種		56,643
	乳用種		32,548

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

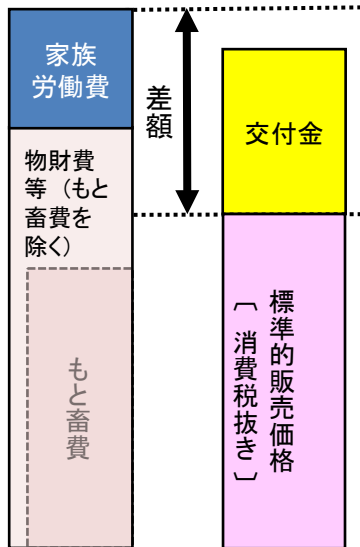
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円／頭  
交雑種：17,000円／頭  
乳用種：14,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和5年9月支払分:7月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	128,944	
	東北	青森県	93,461
		岩手県	67,704
		宮城県	95,416
		秋田県	105,289
		山形県	55,752
		福島県	96,230
	関東	茨城県	112,665
		栃木県	107,796
		群馬県	114,029
		埼玉県	110,685
		千葉県	89,636
		東京都	82,261
		神奈川県	100,524
		山梨県	90,232
		長野県	106,916
		静岡県	100,760

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県 ☆	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	56,693
		三重県	57,787
		滋賀県	99,340
	近畿	京都府	93,457
		大阪府	45,947
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	91,297
	中国	和歌山県	54,982
		鳥取県	77,537
		島根県	64,234
		岡山県	61,397
		広島県	63,518
		山口県	52,073

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	68,050
		香川県	62,306
		愛媛県	64,855
		高知県	23,405
		福岡県	82,566
	九州	佐賀県	77,476
		長崎県	76,142
		熊本県	88,711
		大分県	81,287
		宮崎県	82,976
		鹿児島県	67,586
	沖縄県	—	

交雑種	45,701
乳用種	37,302

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

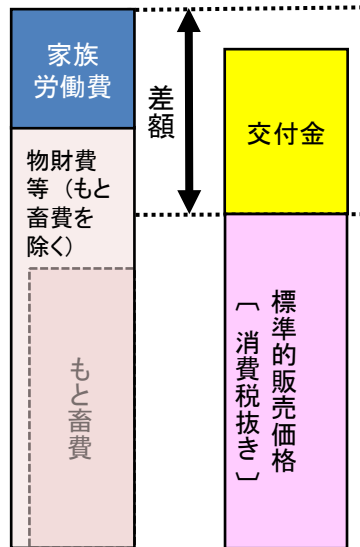
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円/頭  
 交雑種：17,000円/頭  
 乳用種：14,000円/頭  
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和5年8月支払分:6月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	117,326	
	東北	青森県	80,827
		岩手県	45,020
		宮城県	76,044
		秋田県	76,880
		山形県	40,658
		福島県	81,439
	関東	茨城県	87,864
		栃木県	84,605
		群馬県	94,118
		埼玉県	82,390
		千葉県	56,484
		東京都	59,628
		神奈川県	74,988
		山梨県	30,029
		長野県	72,785
		静岡県	75,113

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	3,659	
		石川県 ☆	—	
		福井県	—	
		岐阜県 ☆	—	
	東海	愛知県	63,492	
		三重県	59,495	
		近畿	滋賀県	78,028
			京都府	84,584
	中国	大阪府	51,351	
		兵庫県 ☆	—	
		奈良県	130,802	
		和歌山県	86,369	
		鳥取県	47,350	
	中国	島根県	29,768	
		岡山県	13,689	
広島県		33,278		
	山口県	29,093		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	50,191
		香川県	63,892
		愛媛県	37,754
		高知県	—
		九州	福岡県
	佐賀県		50,449
	長崎県		47,807
	熊本県		48,910
	大分県		44,146
	宮崎県		54,473
		鹿児島県	50,347
		沖縄県	—

交雑種	45,225
乳用種	32,263

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

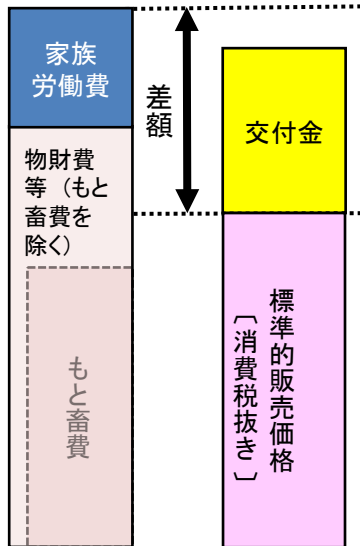
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円/頭  
交雑種：17,000円/頭  
乳用種：14,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和5年7月支払分:5月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費〔消費税抜き〕



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	122,208	
	東北	青森県	73,795
		岩手県	37,987
		宮城県	69,011
		秋田県	69,847
		山形県	33,626
		福島県	74,407
	関東	茨城県	78,205
		栃木県	74,945
		群馬県	84,459
		埼玉県	72,730
		千葉県	46,824
		東京都	49,968
		神奈川県	65,328
		山梨県	20,369
		長野県	63,125
静岡県		65,453	

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県	—	
		福井県	—	
		岐阜県	☆	—
		愛知県	93,140	
	東海	三重県	89,143	
		滋賀県	53,672	
		京都府	60,228	
		大阪府	26,996	
	近畿	兵庫県	☆	—
		奈良県	106,446	
		和歌山県	62,013	
		中国	鳥取県	69,539
島根県	51,957			
岡山県	35,879			
広島県	55,468			
山口県	51,283			

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	18,194
		香川県	31,895
		愛媛県	5,757
		高知県	—
		福岡県	29,274
	九州	佐賀県	30,571
		長崎県	27,930
		熊本県	29,032
		大分県	24,269
		宮崎県	34,595
	鹿児島県	30,470	
	沖縄県	—	

交雑種	13,934
乳用種	45,099

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

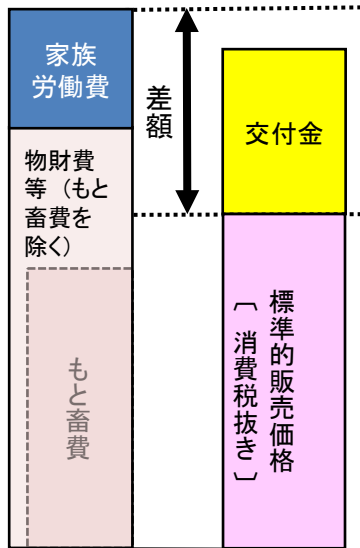
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円/頭  
 交雑種：17,000円/頭  
 乳用種：14,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和5年6月支払分:4月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	50,758	
	東北	青森県	11,065
		岩手県	—
		宮城県	6,281
		秋田県	7,117
		山形県	—
		福島県	11,677
	関東	茨城県	24,353
		栃木県	21,093
		群馬県	30,607
		埼玉県	18,878
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	11,477
		山梨県	—
	長野県	9,274	
	静岡県	11,602	

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県	—	
		福井県	—	
		岐阜県	☆	—
		愛知県	12,860	
	東海	三重県	8,863	
		近畿	滋賀県	—
			京都府	—
	大阪府		—	
	兵庫県		—	
	奈良県		—	
	中国	和歌山県	—	
		鳥取県	24,553	
		島根県	6,971	
		岡山県	—	
		広島県	10,481	
		山口県	6,296	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	2,778
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県	—	—

交雑種	—
乳用種	45,048

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

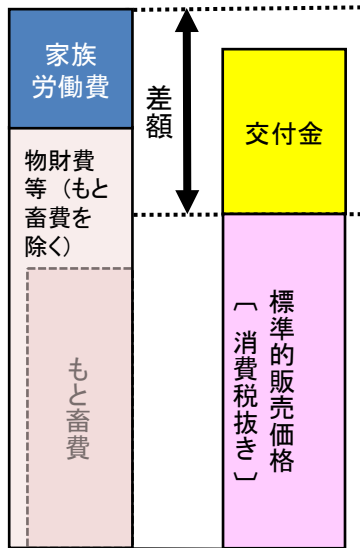
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円/頭  
 交雑種：17,000円/頭  
 乳用種：14,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和5年5月支払分:3月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	125,613	
	東北	青森県	102,242
		岩手県	61,967
		宮城県	87,004
		秋田県	87,876
		山形県	46,410
		福島県	95,283
	関東	茨城県	89,447
		栃木県	84,158
		群馬県	105,982
		埼玉県	83,018
		千葉県	69,564
		東京都	70,691
		神奈川県	95,637
	山梨県	104,854	
	長野県	93,341	
	静岡県	87,062	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	11,436
		富山県	32,145
		石川県	18,796
		福井県	30,287
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	79,360
		三重県	60,851
		滋賀県	113,018
	近畿	京都府	96,147
		大阪府	65,320
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	83,642
	中国	和歌山県	87,856
		鳥取県	83,954
		島根県	66,469
		岡山県	50,601
		広島県	67,451
		山口県	61,584

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	57,587
		香川県	63,162
		愛媛県	39,515
		高知県	12,920
	九州	福岡県	81,030
		佐賀県	85,765
		長崎県	89,204
		熊本県	86,608
		大分県	85,713
		宮崎県	93,717
	鹿児島県	89,708	
	沖縄県	—	

交雑種	10,440
乳用種	56,793

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

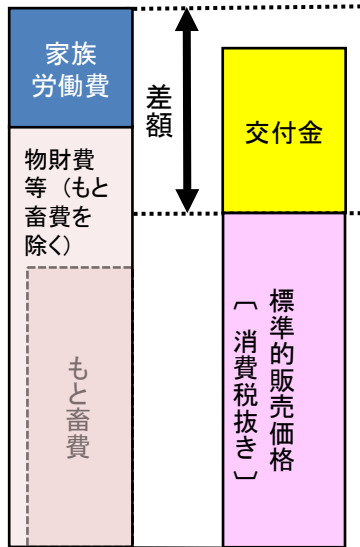
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円/頭  
 交雑種：17,000円/頭  
 乳用種：14,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和5年4月支払分:2月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	127,548	
	東北	青森県	99,430
		岩手県	59,155
		宮城県	84,192
		秋田県	85,064
		山形県	43,599
		福島県	92,471
	関東	茨城県	99,497
		栃木県	94,208
		群馬県	116,033
		埼玉県	93,068
		千葉県	79,614
		東京都	80,742
		神奈川県	105,687
		山梨県	114,904
		長野県	103,391
		静岡県	97,113

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	56,351
		富山県	77,060
		石川県 ☆	—
		福井県 ☆	—
		岐阜県 ☆	—
		愛知県	58,259
	東海	三重県	39,749
		滋賀県	19,406
		京都府	2,534
		大阪府	—
	近畿	兵庫県	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	103,336
		島根県	85,851
		岡山県	69,983
		広島県	86,834
山口県		80,967	

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	四国	徳島県	42,458	
		香川県	48,033	
		愛媛県	24,386	
		高知県	—	
		九州	福岡県	73,310
			佐賀県	78,044
	長崎県		81,483	
	熊本県		78,998	
	大分県		77,993	
	九州	宮崎県	85,997	
		鹿児島県	81,988	
	沖縄県		14,630	

交雑種	46,034
乳用種	45,993

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

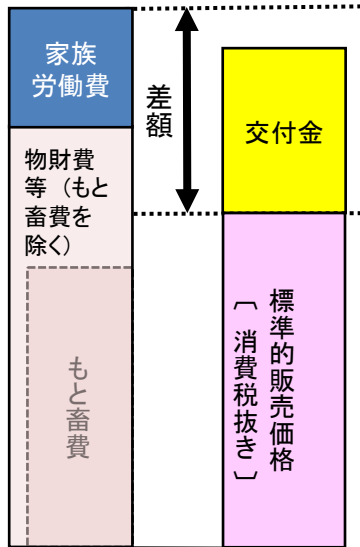
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円/頭  
 交雑種：17,000円/頭  
 乳用種：14,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和5年3月支払分:1月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	105,317	
	東北	青森県	73,164
		岩手県	32,889
		宮城県	57,926
		秋田県	58,798
		山形県	17,332
		福島県	66,205
	関東	茨城県	75,753
		栃木県	70,465
		群馬県	92,289
		埼玉県	69,324
		千葉県	55,870
		東京都	56,998
		神奈川県	81,943
		山梨県	91,160
		長野県	79,647
静岡県		73,369	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	32,153
		富山県	52,862
		石川県	39,512
		福井県	51,003
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	83,039
		三重県	64,530
		滋賀県	53,374
	近畿	京都府	36,502
		大阪府	5,675
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	23,998
		和歌山県	28,211
	中国	鳥取県	55,134
		島根県	37,649
		岡山県	21,781
広島県		38,632	
山口県		32,765	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	36,085
		香川県	41,659
		愛媛県	13,111
		高知県	—
		福岡県	56,004
	九州	佐賀県	60,739
		長崎県	64,178
		熊本県	61,583
		大分県	60,688
		宮崎県	68,692
	鹿児島県	64,683	
	沖縄県	9,399	

交雑種	12,947
乳用種	43,471

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

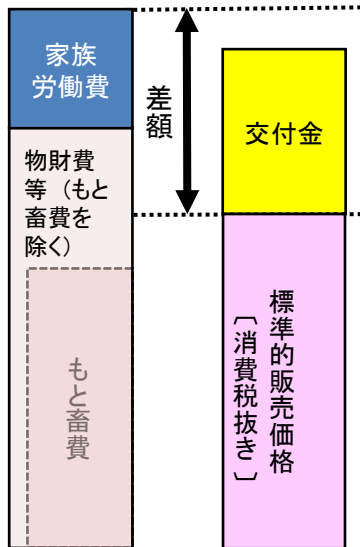
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
 交雑種：19,000円/頭  
 乳用種：19,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和5年2月支払分:12月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	52,936	
	東北	青森県	24,188
		岩手県	-
		宮城県	29,181
		秋田県	-
		山形県	-
		福島県	7,820
	関東	茨城県	31,705
		栃木県	17,168
		群馬県	37,636
		埼玉県	22,550
		千葉県	3,165
		東京都	4,755
		神奈川県	34,264
		山梨県	26,763
		長野県	28,596
		静岡県	29,556

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	-
		富山県	-
		石川県 ☆	-
		福井県	-
		岐阜県 ☆	-
	東海	愛知県	7,699
		三重県	-
		滋賀県	-
	近畿	京都府	-
		大阪府	-
		兵庫県	-
		奈良県	-
		和歌山県	-
	中国	鳥取県	10,076
		島根県	-
		岡山県	-
		広島県	-
山口県		-	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	-
		香川県	-
		愛媛県	-
		高知県	-
		福岡県	5,818
	九州	佐賀県	5,558
		長崎県	13,567
		熊本県	16,078
		大分県	16,721
		宮崎県	21,281
		鹿児島県	8,389
	沖縄県	-	
	交雑種		-
乳用種		49,166	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

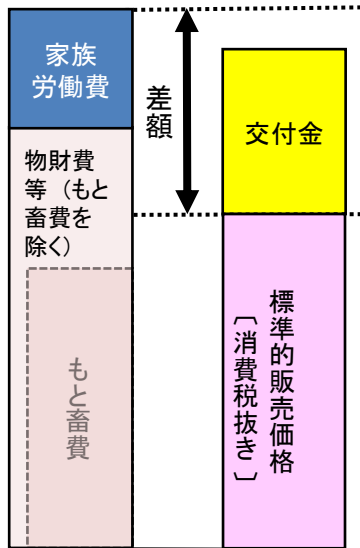
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
交雑種：19,000円/頭  
乳用種：19,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和5年1月支払分:11月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費〔消費税抜き〕



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	53,399	
	東北	青森県	11,612
		岩手県	—
		宮城県	16,604
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	44,026
		栃木県	29,489
		群馬県	49,957
		埼玉県	34,871
		千葉県	15,486
		東京都	17,076
		神奈川県	46,585
		山梨県	39,084
		長野県	40,917
静岡県		41,877	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
		岐阜県	☆
	東海	愛知県	16,929
		三重県	—
		近畿	滋賀県
	京都府		29,127
	大阪府		—
	兵庫県		☆
	中国	奈良県	5,854
		和歌山県	14,406
		鳥取県	29,381
		島根県	14,819
		岡山県	—
	広島県	4,621	
	山口県	12,053	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		九州	福岡県
	佐賀県		18,745
	長崎県		26,754
	熊本県		29,265
	大分県		29,909
	宮崎県		34,469
	鹿児島県		21,577
	沖縄県		—

交雑種	1,766
乳用種	36,965

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

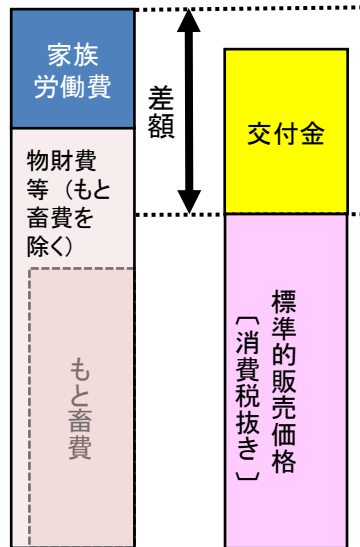
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
 交雑種：19,000円/頭  
 乳用種：19,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和4年12月支払分:10月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費〔消費税抜き〕



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	57,655	
	東北	青森県	32,694
		岩手県	-
		宮城県	37,687
		秋田県	-
		山形県	-
		福島県	16,326
	関東	茨城県	43,545
		栃木県	29,007
		群馬県	49,476
		埼玉県	34,390
		千葉県	15,005
		東京都	16,594
		神奈川県	46,103
		山梨県	38,603
		長野県	40,435
静岡県		41,396	

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	-	
		富山県	-	
		石川県	-	
		福井県 ☆	-	
		岐阜県 ☆	-	
		愛知県	34,428	
	東海	三重県	-	
		近畿	滋賀県	-
			京都府	-
			大阪府	-
	兵庫県		-	
	中国	奈良県	-	
		和歌山県	-	
		鳥取県	70,182	
		島根県	55,620	
		岡山県	23,765	
広島県		45,421		
山口県	52,853			

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	32,107
		香川県	35,945
		愛媛県	13,813
		高知県	-
		九州	福岡県
	佐賀県		29,435
	長崎県		37,444
	熊本県		39,955
	大分県		40,598
	宮崎県		45,158
	鹿児島県	32,266	
	沖縄県	-	
	交雑種		10,292
	乳用種		43,010

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

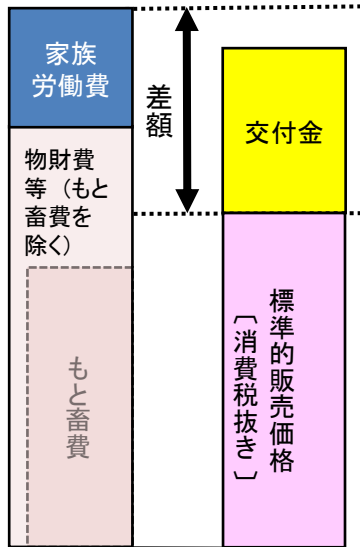
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭  
 交雑種：19,000円／頭  
 乳用種：19,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和4年11月支払分:9月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	49,523	
	東北	青森県	31,162
		岩手県	2,516
		宮城県	42,952
		秋田県	13,735
		山形県	-
		福島県	18,635
	関東	茨城県	50,626
		栃木県	35,042
		群馬県	47,972
		埼玉県	46,299
		千葉県	30,956
		東京都	31,265
		神奈川県	50,626
		山梨県	73,365
		長野県	57,550
静岡県	49,389		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	-
		富山県 ☆	-
		石川県 ☆	-
		福井県	-
		岐阜県 ☆	-
	東海	愛知県	14,360
		三重県	-
		滋賀県	-
	近畿	京都府	-
		大阪府	-
		兵庫県	-
		奈良県	-
		和歌山県	-
	中国	鳥取県	49,878
		島根県	49,997
		岡山県	15,668
		広島県	50,812
山口県		41,761	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	-
		香川県	8,004
		愛媛県	-
		高知県	-
		福岡県	29,939
	九州	佐賀県	17,534
		長崎県	35,762
		熊本県	38,784
		大分県	38,318
		宮崎県	49,557
	鹿児島県	40,251	
	沖縄県	-	

交雑種	21,558
乳用種	40,459

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

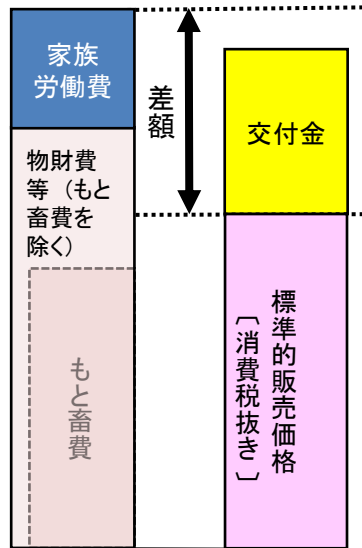
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭  
交雑種：19,000円／頭  
乳用種：19,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和4年10月支払分:8月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	75,893	
	東北	青森県	68,237
		岩手県	39,591
		宮城県	80,027
		秋田県	50,810
		山形県	34,872
		福島県	55,711
	関東	茨城県	84,560
		栃木県	68,977
		群馬県	81,906
		埼玉県	80,233
		千葉県	64,891
		東京都	65,200
		神奈川県	84,560
山梨県		107,300	
長野県	91,484		
静岡県	83,324		

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県	—	
		福井県	—	
		岐阜県	☆	—
		愛知県	66,953	
	東海	三重県	38,745	
		近畿	滋賀県	—
			京都府	—
			大阪府	—
	兵庫県		4,014	
	中国	奈良県	—	
		和歌山県	—	
		鳥取県	59,237	
島根県		59,356		
山口県	岡山県	25,027		
	広島県	60,171		
	山口県	51,120		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	19,684
		香川県	33,062
		愛媛県	8,130
		高知県	—
		福岡県	45,565
	九州	佐賀県	33,160
		長崎県	51,387
		熊本県	54,410
		大分県	53,944
		宮崎県	65,183
	鹿児島県	55,877	
	沖縄県	—	
	交雑種		43,261
	乳用種		44,453

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

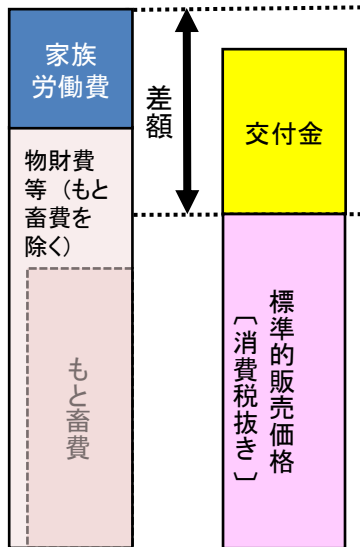
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
 交雑種：19,000円/頭  
 乳用種：19,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和4年9月支払分:7月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	6,802	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
		茨城県	—
	関東	栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
	山梨県	11,051	
	長野県	—	
	静岡県	—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
		岐阜県	☆
	東海	愛知県	2,622
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
	山口県	—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	

交雑種	34,163
乳用種	38,372

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

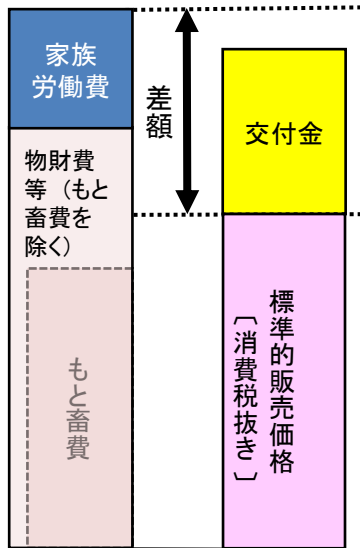
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
 交雑種：19,000円/頭  
 乳用種：19,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和4年8月支払分:6月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	—	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
		長野県	—
		静岡県	—

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県 ☆	—	
		福井県	—	
		東海	岐阜県 ☆	—
			愛知県	—
	三重県		—	
	近畿		滋賀県	—
		京都府	—	
		大阪府	—	
		兵庫県	—	
		奈良県	—	
		和歌山県	—	
		中国	鳥取県	—
	島根県		—	
	岡山県		—	
	広島県		—	
	山口県		—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		九州	福岡県
	佐賀県		—
	長崎県		—
	熊本県		—
	大分県		—
	宮崎県		—
	鹿児島県		—
	沖縄県		—

交雑種	30,939
乳用種	43,892

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

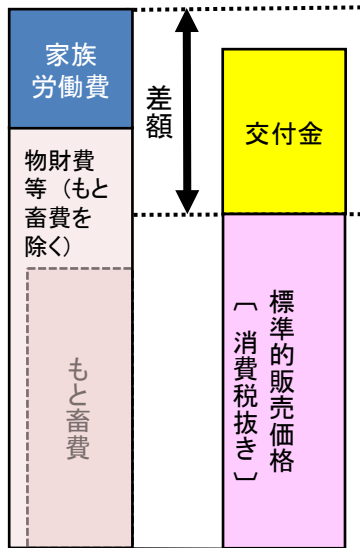
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
 交雑種：19,000円/頭  
 乳用種：19,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和4年7月支払分:5月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	—	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
		長野県	—
		静岡県	—

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
		岐阜県	☆
		愛知県	—
	東海	三重県	—
		滋賀県	—
		京都府	—
	近畿	大阪府	—
		兵庫県	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
		鳥取県	—
	中国	島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県	—	

交雑種	—
乳用種	42,265

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

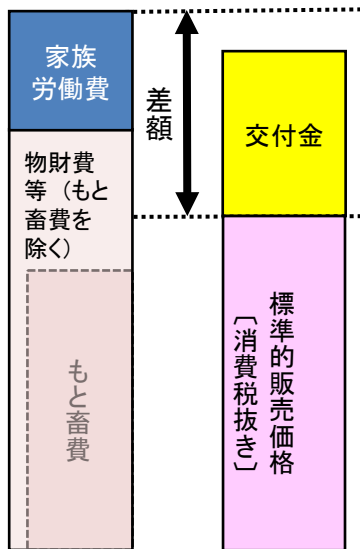
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭  
 交雑種：19,000円／頭  
 乳用種：19,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和4年6月支払分:4月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費〔消費税抜き〕



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	—	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
		茨城県	—
	関東	栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
	長野県	—	
	静岡県	—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県	—
		奈良県	—
和歌山県		—	
中国	鳥取県	—	
	島根県	—	
	岡山県	—	
	広島県	—	
	山口県	—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
		沖縄県	—

交雑種	—
乳用種	39,903

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF

